随　意　契　約　理　由

令和４年（2022年）４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 契約担当課名 | こども相談課　児童発達支援センター |
| 発注担当課名 | こども相談課　児童発達支援センター |
| 契約名称 | 豊中市立児童発達支援センター通所タクシー借上げ |
| 契約内容 | 豊中市立児童発達支援センター通所タクシー借上げ |
| 契約締結日  及び契約期間 | 令和４年４月１日  契約期間：令和４年４月１日～令和５年３月31日 |
| 契約の相手方  （所在地・名称） | ①阪急タクシー株式会社（豊中市服部南町3-5-12）  ②大阪神鉄豊中タクシー株式会社（大阪市淀川区野中南1-4-7） |
| 契約金額 | 各会社の定めるところによる |
| 随意契約理由 | （地方自治法施行令第167条の2第１項　第2号に該当） |
| 本事業は、登降所の時間帯において、必要台数を配車できる体制が確保されていること、急な配車依頼や運行ルートの変更に対して迅速な対応が可能であること、道路状況や地域の情報に熟知していることが条件となる。また、登所時間は朝の繁忙時間帯と重なり、一社だけでは必要台数を確実に確保することは困難であることから、基本料金が同額かつ、豊中市内に営業所を構えており上記条件を満たす二社と契約を締結することとした。 |